

## 概 要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は建設会社に勤務し、現場の工事主任として主に施工の管理業務を行っていた。現場で気分が悪くなり自ら救急車を要請し、意識のない状態で〇病院に搬送されたが、意識が戻ることなく同日「脳出血」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、現場での業務中に身体の不調に気付き、自ら救急車を呼び病院に搬送され、そのまま「脳出血」により死亡したものであって、業務上の災害であることは明らかである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 被災者が罹患した疾病は、「脳出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。
- (4) 地方労災医員は「作業中に、偶然に、脳幹内の小動脈が破綻し脳出血に及んだものと判断するのが妥当であって、業務との因果関係は否定されるべきものと考えられる。」と意見している。
- (5) 被災者は、健康診断で、血圧、尿酸、尿潜血、便潜血、肝機能について要受診との指摘を受けている。なお、被災者の父は急性心不全（57歳時）で、母の姉はくも膜下出血（77歳時）で死亡している。
- (6) 救急隊の記録、搬送先病院の医師の意見書から、被災者の疾病が負傷に起因するとは考えがたい。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 認定基準に基づいた評価

ア 被災者が罹患した疾病は、「脳出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない（発症前1か月間の時間外労働時間数は75時間30分、発症前2か月間ないし6か月間にわたって、最も多い平均時間外労働時間数は2か月平均の71時間45分）。

エ 医証について、地方労災医員は「被災者は高度な高血圧症、脂質代謝異常、痛風、肝機能障害、喫煙という脳内出血に対する高度なリスクファクターを長年にわたって数多く持っており、すべて未治療であった。作業中に、偶然に、脳幹内の小動脈が破綻し脳出血に及んだものと判断するのが医学的経験則からして妥当であり、業務との因果関係は否定されるべきものと考えられる。」と述べている。

##### (2) 結論

以上から、本件疾病について業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものとは認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。